Rabby ラビー

2023年
SPRING

特集 不動産しっとくコラム vol.4
建築資材の高騰とその影響

ニュースの解説
インボイス制度に備える！

不動産・建築に関する法律コラム 法律相談
用途変更と仲介業者の説明義務

マスコットキャラクター
ラビーちゃん®

Rabby ラビー vol.195
2023年／春号

CONTENTS

1 年度末のご挨拶
北海道本部 横山 鷹史 本部長

2 特集 不動産しっとくコラム vol.4
建築資材の高騰とその影響

4 ニュースの解説
インボイス制度に備える！
登録期限は2023年3月末

6 不動産・建築に関する法律コラム 法律相談
用途変更と仲介業者の説明義務

7 研修会／講習会
●令和4年度 法定義務研修会
●宅地建物取引士法定講習（eラーニング）

6 information
●令和4年度（公社）全日本不動産協会北海道本部 忘年会
●道南ブロック新年交礼会
●道央ブロック研修会及び意見交流会
●カレンダーリサイクル市
●全日北海道青年部会創立20周年記念オープン例会
●全日北海道青年部会第3回定例会兼新年会

12 諸変更事項／入退会

表4 第58回 全国不動産会議 山口県大会

全日ほっかいどう広報誌「Rabby」のご感想やご意見、取り上げてほしい記事などのご要望がありましたら、全日北海道本部事務局あてに、電話、メール、FAXなどでお寄せください。

［本部事務局］
TEL.011-232-0550
FAX.011-232-0552

［メール］
https://hokkaido.zennichi.or.jp/
「お問い合わせ」フォームを
ご利用ください。

年度末のご挨拶

公益社団法人 全日本不動産協会北海道本部
公益社団法人 不動産保証協会北海道本部
本部長　横山 鷹史

早春の候、会員の皆様におかれましては、ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。並びに、平素より北海道本部運営への格別のご理解とご協力をいただいておりますことに対し、心から感謝を申し上げます。

さて、コロナ禍において、これまで様々な制約が続いておりました本部運営でしたが、令和4年度は皆様のお力添えをいただき、3年ぶりに集会形式による定時総会を開催することができました。そして、地方組織の再編に向けては釧路、十勝、根室管内を所管する道東地区部会、上川、空知、宗谷、留萌管内を所管する道北ブロックを相次いで設立し、広大な北海道をフルカバーする拠点の構築を果たしました。さらにITを活用した円滑かつ効率的な会務運営にも注力し、DXを推進した1年でもありました。ここで本誌発行にあたり、誌面をお借りして、ご挨拶を兼ねて令和4年度のご報告と新年度に向けた方針の一部をご紹介させていただきます。

まず組織活動といたしましては前述の通り、昨年6月に道東地区部会、同8月に道北ブロックを設立し、札幌圏を除く道内に6つの地方組織が形成されました。これに伴い地域ごとの活動指針が明確化し、各拠点が窓口となって会員一人ひとりに対し、より迅速かつ細やかなサービスを提供できると共に、課題や要望への対応に対し、本部組織と各地方組織の連携がよりスムーズに行えるようになりました。

また、会員数1,000社達成を機に本年度スーパー80と名称変更された入会金減額キャンペーンにより、令和4年度の新規入会は100社に達する見通しとなり、この3年間で実に300社を超える会員増強を実現することができました。2月20日時点での会員数は1,102社（令和4年度期首1041社）まで増加しており、会員各位のお力添えに感謝すると共に、地道な入会促進並びに広報活動が実を結び、成果として表れたことを大変嬉しく思っております。

続いてDX推進については、ITを活用したeラーニング研修、オンライン会議の整備を図りました。その一環として北海道本部では全国の本部に先駆けてeラーニング形式による宅建士法定講習を開講し、利便性の良さが高く評価されました。また、各会議でズーム参加を可能としたほか、ノートパソコンを導入して紙文書を電子データで閲覧できる体制を構築しました。加えてペーパーレス化に向けて、ファックス送付からメール配信へのシフトを行うべく、会員企業からのメールアドレス収集に努め、昨年2月時点580社にとどまっていた登録数を1年間で1,130社に倍増させることもできました。

さて、令和5年度の定時総会は役員改選期でございます。今回から規程改正により、各地方組織で役員候補者を選出し、地域的な内情等を把握した候補者が役員に就任するシステムとなりました。言うまでもなく、総会は会員一人ひとりが議決権を持ち、執行部に対し、直接意見を伝えることができる最高の意思決定機関であります。同日に開催する懇親会は例年とは趣向を少し変え、会員の皆様に楽しんでいただける催しを計画しており、人脈を広げる機会や情報を交換し合う場にもなりますので、全道各地からの多数のご出席を心よりお待ちしております。

また、入会促進対策としては金額面にとどまらず、質の高い会員サービスの提供を盛り込んだ新価格による新入会員支援策「サポート90」を展開すると共に、総本部で4月にリリースする会員向け物件情報システム「ラビーネットBB」の周知を図り、全日を選択するメリットを前面に打ち出すことにより強化してまいります。このほか、全日本不動産協会が流通団体として史上初となる2025年日本国際博覧会（大阪・関西万博）大阪ヘルスケアパビリオンのスペシャルパートナーとなったことも、全日を全国にPRするための大きな宣伝効果を得られるのではと期待しております。

地方活性化対策としては、地方組織が権限を持って各種事業を推進できるようブロック・地区部会の支部制を検討していきます。これが実現すると、地域に根付いた会員の皆様が、より積極的に様々な事業にご参画できる環境が整うほか、本部組織と相互連携して地域の実情や特色を踏まえた新たな業務支援を創設することで、組織全体をより発展させてゆくことができると確信しています。

そのほか、事務局の労務環境を改善し、事務局体制の強化を図るためにもDX 推進を着実に進め、更なるPR活動や会員サービスに徹することができるよう努めてまいります。

長引くコロナ禍ではございますが、明るい兆しも見られ、マスク着用は個人の判断に委ねられるなど、徐々にですが、コロナ前の日常を取り戻しつつあります。北海道本部でも、より活発な会務運営を図ってまいりますので、令和5年度も一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。最後に、会員の皆様のご健康とご多幸、そして希望に満ちた新年度を迎えられますことをご祈念申し上げ、本年度の締めくくりのご挨拶とさせていただきます。

特集
不動産しっとくコラム
VOL.4

建築資材の高騰とその影響

新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウッドショック(輸入木材価格の高騰)、ロシアによるウクライナ侵攻などにより、建築資材の価格高騰が引き起っています。この影響が顕著化している昨今、今後の動向が気になるという方も多いのではないでしょうか。今回は、建築資材の高騰の影響を受けている建築工事費の推移を見ながら、建設、売買、賃貸家賃への影響について考察していきます。

建築工事費の推移をグラフでチェック。

下記のグラフは、国土交通省が発表している「建築工事費デフレーター」から建築総合の数値を抜粋したもので、2015年を基準値(100)としてその推移が確認できます。職人等の慢性的な人材不足による人件費の高騰などによって2015年から増加傾向にあるものの、新型コロナウイルス感染症の感染拡大やウッドショックの影響が出始めたころと捉えられる2021年12月以降はさらに加速。そして、ロシアによるウクライナ侵攻開始の影響も重なり、2022年11月では123.7という数値が報告されています。
※2015～2019年度までは年度ごと、2020・2021年は12月、2022年は月別(公表されている11月まで)。

建設工事費デフレーター（2015年度基準）

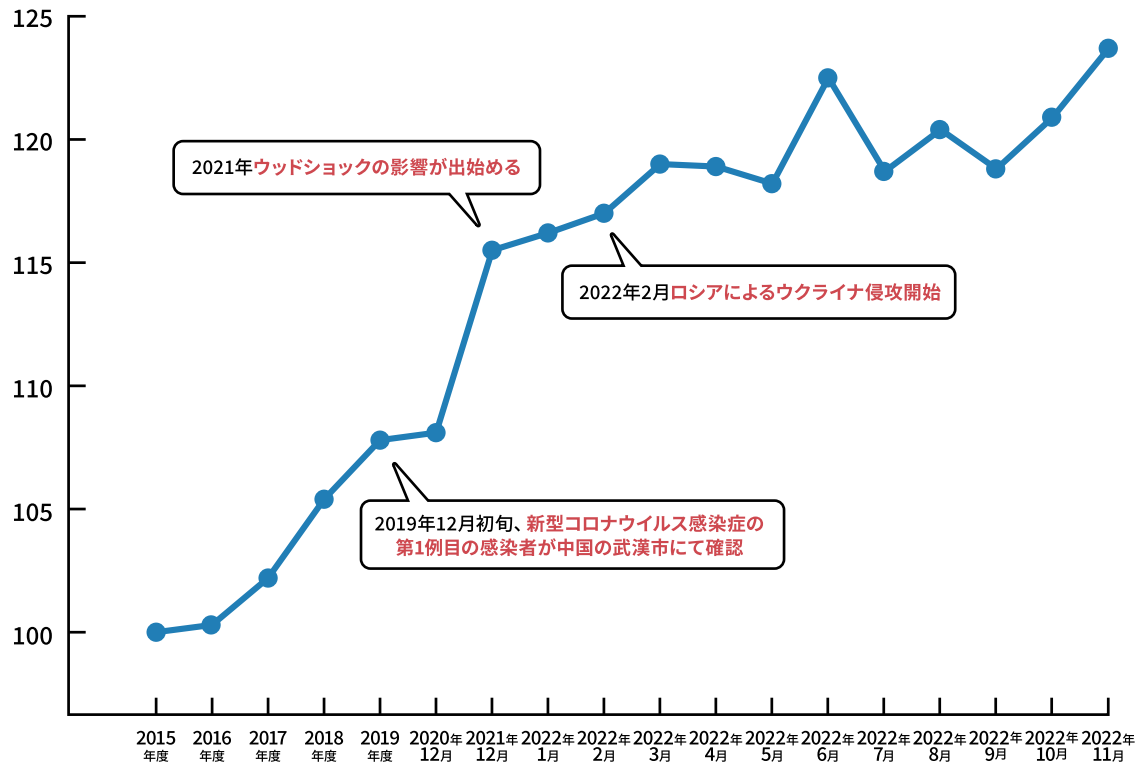

さらに詳しく！　建設、売買、賃貸の家賃への影響

ここでは、建設、売買、賃貸の家賃へのそれぞれについて見ていきましょう。

建築

建築工事費については、2013年ごろから増加傾向にあります。少子高齢化や若い後継者の減少などによる人材不足・人件費の高騰がその要因のひとつであり、政府は2019年4月より出入国管理及び難民認定法（入管法）を改正し、外国人労働者を受け入れるハードルを低くしました。そのような中、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により外国人の入国が制限。想定していたように受け入れが進まず、現在に至っています。制限は緩和されたものの、簡単に改善されるものではなく、人材不足による影響は課題として残るでしょう。

また、輸入木材の高騰のほか、建材・設備メーカーの値上げが相次いでいる点も建築工事費の高騰に拍車をかけています。値上げの主な要因は、原料や燃料の価格上昇、急激な円安などです。

売買

ロシアによるウクライナ侵攻を受けて、日本政府は制裁措置を発動。輸入禁止対象には比較的安価で手に入るロシア産木材が含まれています。これに円安の影響も加わって、2022年にはウッドショックのピーク時並みに輸入木材の価格が高騰。「第2次ウッドショック」とも呼ばれるようになり、当然のことながら住宅用木材の価格も上がっています。

経済産業省は、木材の高騰が住宅価格上昇にも影響していることは否めず、

- 住宅設備の価格高騰
- 2021年末にコロナ禍の助成金や減税等の住宅支援制度の経過措置が終了
- 2022年度のローン減税控除率の引き下げ等の税制改正の影響

なども相まって、新築戸建住宅の買い控えが増える可能性を示しています。

賃貸の家賃

建築資材の高騰は賃貸住宅にも影響を与えています。建築工事費やリフォーム費がアップすれば家賃への反映を望むところですが、昨今の収入の停滞、物価の高騰などから、消費者にとって固定費となる家賃の高騰は受け入れがたいと言えるでしょう。このような状況で家賃を上げても、検索条件から外されてしまうことになり、結果、空室を抱えてしまうことにもなりかねません。このタイミングでは、空室を増やさないためにはどうするかを考えることが賢明。フリーレントや仲介手数料のサービス、家具・家電付きなど、初期費用が抑えられる空室対策は、オーナー負担も軽くすむことからおすすめの方法です。

新型コロナウイルス感染症の影響緩和による経済活動の正常化などが期待できる側面ではありますが、ロシアによるウクライナ侵攻が続いているなど、依然として先行きが不透明な状況であることは間違いありません。宅建業者においては、引き続き今後の動向を注視しておく必要があるでしょう。

※掲載の内容は2023年2月現在のものです。

インボイス制度導入に備える！登録期限は2023年3月末

税理士　井出 真
井出真税理士事務所

井出真税理士事務所所長。大学卒業後、一般財団法人日本不動産研究所、永井晴夫税理士事務所を経て、1988年に独立開業。税理士、不動産鑑定士、1級ファイナンシャル・プランニング技能士。2005年より、千葉商科大学大学院会計ファイナンス研究科客員教授を務める。

2023年、インボイス制度がいよいよ導入されます。われわれ不動産業者の実務ではどのようなことが起こりえるのか、専門家に解説してもらいます。

はじめに

2023年10月1日から、消費税および地方消費税（以下「消費税等」）において、適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。この制度のポイントは、請求書等に登録番号（および税率区分ごとの消費税額等）が新たに記載されることです。制度が始まる当初から、登録番号が記載された適格請求書（インボイス）を発行するには、6カ月前までに登録を済まさなければなりません。つまり、インボイス制度に最初から対応するための登録締め切り日は2023年3月31日だということです。登録自体は簡単です。免税事業者等で記載方法が分からないときは、軽減・インボイスコールセンター※に問い合わせてください。

※消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター：0120-205-553（受付時間9:00～17:00／土・日・祝除く）

1.消費税等の計算について

インボイス制度を理解するために、消費税等の計算について確認します。事業者が納付する（還付される）消費税等の金額は、次の算式で求めます。

課税期間の課税売上高×税率－課税期間の課税仕入高×税率＝納付する（還付される）消費税等の金額

つまり、納付税額は、課税売上げに対する消費税額等から課税仕入れに対する消費税額等を控除する（引く）ことにより求められます。この課税仕入れに対する消費税額等を控除することを、「仕入税額控除」といいます。インボイス制度が導入される2023年10月1日以降は、インボイスの保存が、仕入税額控除の要件とされます。適格請求書発行事業者でなければ、インボイスは発行できません。したがって、発行事業者になるための登録をしなければならないことになります。

（注）適格請求書の他に適格簡易請求書があります。これはスーパーやタクシー等のレシートに登録番号、税率などを記載したものをいいます。

2.インボイス制度の影響の程度

一般に不動産業といっても、さまざまな取引があります。ここでは、インボイス制度の影響について具体的に説明していきます。

（1）事業者でない者の不動産の譲渡

例えば、サラリーマンや公務員が自宅を譲渡するような場合です。消費税等は事業者が行う資産の譲渡等に課税するものであり、事業者でないサラリーマン等は、そもそもインボイスの発行事業者にはなれません。したがって、サラリーマン等の売主は手続き不要です。ただし、逆の立場からの問題が生じます。それは、不動産業者がサラリーマン等から販売用として、中古の戸建て住宅やマンションを仕入れる（購入する）ときです。サラリーマン等はインボイスを発行しないので、不動産業者はインボイスを受け取れません。この場合どうなるのかは、後述3.（2）で説明します。

（2）土地の譲渡および貸付け

土地（および土地の上に存する権利）の譲渡および貸付けは、消費税等の非課税取引です。借地権に係る更新料（および更改料）または名義書換料を受け取った場合も同様です。したがって、土地の譲渡代金や地代等を受け取った地主は、納める消費税等の額はなく、インボイスは不要です。

なお、建物を貸し付けて受け取るの

は家賃であり、その敷地である土地の使用は、ここで言う土地の貸付けにはなりません。テニスコート等の施設の貸付けの場合も同様です。

(3)住宅の貸付け

住宅の貸付け(貸付期間が1カ月未満の場合を除く)は、消費税等の非課税取引です。したがって、住宅の家賃を受け取ったアパートや賃貸マンションの賃貸人(貸主=家主)は、納める消費税等の額はなく、インボイスは不要です。

(4)駐車場等の貸付け

駐車場(または駐輪場)として土地を貸し付けたときは、次の①、②いずれかの場合は消費税等の課税取引となり、インボイス制度が関係します。

①その用途に応じる地面の整備、またはフェンス、区画もしくは建物の設置等をしている

②駐車する車両(駐輪する自転車)の管理をしている

①、②いずれにも該当しない場合は、土地の貸付けとなり、消費税等の非課税取引です。

(5)課税取引がある場合

アパート経営だけでなく、店舗や事務所を賃貸し、テナントからの家賃収入もある。機械式駐車場も貸している。というように消費税の非課税取引と課税取引が両方あるというケースは多いでしょう。この場合にはインボイス制度が関係します。特に、建設協力金方式で大型店舗を貸しているような場合、テナントはインボイスを求めてきます。

(6)課税取引があっても登録しないことはできるか

例えば、年金以外の収入が、アパート一棟の賃貸料だけで消費税等の免税事業者だが、そのうちの1室が店舗であるような場合、話し合いにより店舗のテナントから「家主はインボイスを発行しなくてよい」旨の合意が得られれば、適格請求書発行事業者の登録はしなくてすむことになります。ただし、家賃の値下げ等に応じる必要があるかもしれません。なお、登録をしなければ免税事業者のままですが、免税事業者からの仕入税額控除はすぐにではなく、段階的に廃止されます(表)。

表:免税事業者からの仕入税額控除

期　間	仕入税額控除の割合
～2023年9月30日	100%
2023年10月1日～2026年9月30日	80%
2026年10月1日～2029年9月30日	50%
2029年10月1日～	(完全廃止) 0%

3.宅地建物取引業者の場合

(1)免税事業者の場合

適格請求書(インボイス)発行事業者になれば課税事業者になるので、免税事業者のままでいたい場合には登録をしないことになります。ただし、例えば住宅の貸付けに係る仲介手数料を対価とする役務の提供も課税取引なので、宅地建物取引業者である限り、何らかの形で課税取引を行うことになると考えられます。それでも、「ほぼ学生相手のアパートの仲介しかしない。仲介手数料を支払った相手方が、インボイスを請求することは考えられない」という業者の方もいると思います。インボイス発行事業者の登録は強制ではないので、当然、登録しないという選択肢もあり得ます。しかし、その場合でも、インボイスを登録し、簡易課税を選択した(しない)場合に消費税等をどのくらい支払うことになるのか、あるいはもしもインボイスを請求するお客様がいた場合にどう対応するか等を検討しておく必要があるでしょう。

(2)課税事業者の場合

課税事業者の場合、制度が始まる最初から、適格請求書(インボイス)発行事業者になるために2023年3月31日までに登録する必要があります。さらに、日頃から取引のある事業者が登録をしているか確認する必要があります。もし、取引先で登録をしない事業者がいる場合には、対価を支払っても仕入税額控除が段階的にできなくなります(表)。

なお、2.(1)で述べた、不動産業者がサラリーマン等から販売用として中古の戸建て住宅やマンションを仕入れる(購入する)場合の取扱いですが、こちらについては「請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、次の取引については、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められます」とする特例があり、その取引の中に、「宅地建物取引業を営む者の適格請求書発行事業者でない者からの建物(宅地建物取引業を営む者の棚卸資産に該当するものに限ります)の購入」が含まれています。つまり、サラリーマン等から中古の戸建て住宅やマンションを仕入れる(購入する)場合には、当然インボイスはないので、帳簿の記載のみで仕入税額控除できるということです。ただし、販売用(棚卸資産)として仕入れた場合だけです。実務においては、棚卸資産に該当するかどうか等について、税理士や税務署に確認した方がよいでしょう。

「出典:公益社団法人全日本不動産協会月刊不動産12月号

※インボイス制度が開始する2023年10月1日を登録開始日とする登録については、登録締切日が2023年9月30日までに延長されました。なお、登録通知が届くまで一定の期間を要することとなりますので、登録をお決めの方はお早めの申請をおすすめします。

法律相談

不動産・建築に関する法律コラム

弁護士 石川 和弘
弁護士法人 札幌・石川法律事務所
札幌市中央区北1条西9丁目3-1南大通ビルN1 7階
TEL.011-209-7150
http://ishikawa-lo.com/

今回のテーマ

用途変更と仲介業者の説明義務

1

国土交通省、全日本不動産協会その他の団体が作成する売買の重要事項説明書のひな型には、建築基準法に基づく用途制限手続に関する記載がありません。これは宅地建物取引業法35条1項2号に基づく同法施行令3条1項2号が建築基準法87条1項、6条1項を掲げていないためです。

しかしながら、宅建業法35条に掲げられた事由（重要事項説明書に記載される事項）は例示にすぎないと解釈されている（異論なし）ため、宅建業者は、買主や賃借人に対して、用途変更手続について説明すべき法的義務があります。

私としては、重要事項説明書のひな型に「建築基準法に基づく用途制限」という欄を設けるべきだと考えています。

2

では、現行のひな型を前提として、仲介業者はどのように対応すべきなのでしょうか。

❶ 事業者が事業用物件を購入または賃借する場合、従前の利用形態とは異なる利用をすることは少なくなく、また、仲介業者は、買主・賃借人から、建物をどのように利用するかということを聞かされるはずです。

その場合の対応として、肝に銘じておかなければならないのは、東京地裁平成28年3月10日判決の判断です。すなわち、「仲介業者であれば、仲介する賃貸契約上の目的建物の使用目的によっては、当該建物について建築基準法6条1項の定める用途変更確認が必要となること、その場合、当該建物の確認済証と検査済証が必要となることは身に付けておくべき基本的知識といえる。」

この事案は、従前、物品販売業が行われていた賃貸建物について、賃借人が介護施設として利用する目的で賃貸借契約を締結したものです。

ところが、この建物は完了検査を受けておらず、検査済証の交付を受けていないことを仲介業者が知りながら、そのことを借主に説明しないまま賃貸借契約が締結され、賃借人は、内装工事を完了させてしまったのです。ここで、行政からストップがかかるわけで、賃借人の損害は、賃借人が支出した内装工事費用や逸失利益など甚大ですが、これに対して、仲介業者は責任を負うことになります。

なお、用途変更手続が必要か否かは、市役所の建築指導課など所轄部署に問い合わせをすれば確認ができます。

❷ このほか、用途制限に関しては、用途変更の確認申請が不要であるのに、仲介業者が必要であると説明したために、開業予定が延期になった事案（東京地裁平成25年11月20日判決）などもあります。

3

そして、ここからが、おそろしい話です。保険がきかないのです。

みなさんは、宅地建物取引士賠償責任保険に加入されているでしょうか。重要事項説明などに関するミスをして、買主・賃借人に損害を与えてしまうといった事態に備える損害保険のことです。

この保険約款上、宅建業法35条の定める事由（限定列挙）についての宅建士のミスについては保険が適用される一方、用途変更手続のように宅建業法で明示されていない事由に関しては保険適用外となっているのです。つまり、自腹で数百万円、場合によっては数千万円の賠償に応じなければならないのです。

研修会／講習会 ［開催された研修会・講習会の報告と今後の予定］

法定義務研修会

［ 令和4年度 法定義務研修会 ］

日 程	令和4年12月6日(火)
場 所	ロイトン札幌 3階ロイトンホール(札幌市中央区)
第1講	北海道経済の現状と今後の展望 講師:日本銀行札幌支店 支店長 松野 知之氏
第2講	不動産業が知っておくべき 最新の税制改正とインボイス制度 講師:BDO 税理士法人 札幌事務所 税理士・米国税理士 出口 秀樹氏
第2講	各種契約書の特約事項(売買・賃貸) 講師:弁護士法人札幌・石川法律事務所 弁護士 石川 和弘氏

第1講 講師
松野 知之氏

第2講 講師
出口 秀樹氏

第3講 講師
石川 和弘氏

北海道本部では2年ぶりとなる集会形式の法定義務研修会を開催いたしました。

第1講では日本銀行札幌支店 支店長 松野 知之氏をお招きし、全国32店舗から成る日本銀行が、日本経済や物価の見通しを示し、この見通しに基づいた金融政策の運営に対する考えをまとめた展望レポート等を用いて今後の注目点とリスクについて、そして北海道の強みと発揮についても講義していただきました。

第2講では税理士・米国税理士 出口 秀樹 氏に、相続に伴う税務訴訟の判例等を引用しながら明快にご説明いただき、インボイス制度については概要から導入スケジュールまで細やかに解説していただきました。

第3講では弁護士 石川 和弘 氏に、各種契約書の特約事項の条項を具体的に文章でご説明いただき、条項のポイント及び事案等についても丁寧に説明していただきました。

会員以外の一般参加者にもご来場いただき合計202名の皆様が熱心に耳を傾け、日銀支店長松野氏の話を聞けて良かった、短時間でまとまった話が聞けた、実情に沿っており実務的な内容でとても良かった等、大変有意義だったという感想が多く寄せられました。

宅地建物取引士 法定講習(eラーニング)

令和5年度における宅建士証交付に係る法定講習は令和５年度においてはeラーニングシステム(パソコン、スマートフォン、タブレットにより講習を個別に受講する形式)とDVD視聴による集会形式によって開催致します。お持ちの取引証をご確認いただき、有効期間満了をお迎えになる方はお申し込みのうえ、ご受講ください。

【お申し込み・お問い合わせ】北海道本部事務局 TEL.011-232-0550

※宅建士の法定講習は(公社)北海道宅地建物取引業協会(北海道宅建協会)でも実施していますので、講習日日程等につきましては北海道宅建協会事務局(TEL.011-642-4422)までお問合せください。

eラーニングシステムによる形式

講習番号	取引士証発行日	受講期間 (Web上での視聴可能期間)	対象者※ (更新の場合の取引士証有効期限)	締め切り (書類必着日)
①	2023年5月31日(水)	5月1日(月)～5月29日(月)	2023年5月31日～2023年11月30日	5月15日(月)
②	2023年7月31日(月)	7月3日(月)～7月31日(月)	2023年7月31日～2024年1月30日	7月10日(月)
③	2023年9月29日(金)	9月1日(金)～9月29日(金)	2023年9月29日～2024年3月28日	9月11日(月)
④	2023年11月30日(木)	11月1日(水)～11月29日(水)	2023年11月30日～2024年5月29日	11月13日(月)
⑤	2023年12月26日(火)	12月1日(金)～12月26日(火)	2023年12月26日～2024年6月25日	12月11日(月)
⑥	2024年1月31日(水)	1月5日(金)～1月31日(水)	2024年1月31日～2024年7月30日	1月15日(月)
⑦	2024年3月29日(金)	3月1日(金)～3月29日(金)	2024年3月29日～2024年9月28日	3月11日(月)

DVD視聴による集会形式

会場:〒064-0804 北海道札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル3階

講習コード	集会開催日 (取引士証発行日)	対象者※ (更新の場合の取引士証有効期限)	定員／締め切り
A	2023年8月4日(金)	2023年8月4日～2024年2月3日	30名(書類到着先着)
B	2024年2月2日(金)	2024年2月2日～2024年8月1日	30名(書類到着先着)

※取引士証(主任者証)の更新申請以外の「新規」又は「期限切れによる再取得希望」の方も受講いただけます。

令和４年度（公社）全日本不動産協会北海道本部　忘年会

令和4年12月6日（火）ロイトン札幌 3階ロイトンホール

会員の皆様のご協力のもと新型コロナウイルス感染症の対策を徹底し、ロイトン札幌（札幌市中央区）において3年振りとなる忘年会を開催いたしました。

本会には令和4年度宅地建物取引士試験合格者3名をご招待し、総勢104名の皆様にご参加いただきました。全日コスモス会髙橋万里香会長の司会進行のもと、小林邦章組織・広報委員長の開会挨拶、横山鷹史本部長の挨拶につづき、藤江眞吾副本部長の乾杯のご発声により和やかに開宴いたしました。

名刺交換等、会員の交流の場として大いに盛り上がる中、令和4年度にご入会いただき本会にご参加くださった新入会員12名の方々にご挨拶いただきました。つづいて令和4年度宅地建物取引士試験に見事合格された3名の皆様をお祝いし記念品の進呈をいたしました。皆様晴れやかな笑顔で合格の喜びを報告してくださいました。

そして司会を全日青年部会小山内誠部会長に代わり、BRUNOホットプレート、ラビーちゃん大ぬいぐるみ等豪華景品が並ぶ中ビンゴ大会が開始されました。

スクリーンに数字が表示されるたび歓声に沸き大盛況のうちに終了となりました。

最後は池谷剛総務委員長の中締めで惜しまれつつ、閉幕しました。

皆で顔を合わせながら労をねぎらい親睦を深められたとのお喜びの声もいただき、新たな1年に意気軒昂で向かうことができます。本誌面をお借りしご参加いただきました皆様には感謝申し上げます。

宅建士試験合格者の皆様と
横山鷹史本部長

全日コスモス会
髙橋万里香会長

全日青年部会小山内誠部会長

道南ブロック新年交礼会

令和5年1月20日（金） ベルクラシック函館

角田隆芳道南ブロック長

工藤壽樹函館市長

ベルクラシック函館にて新型コロナウイルス感染症防止対策を施して、3年ぶりとなる全日道南ブロック新年交礼会が開催されました。

工藤壽樹函館市長、北海道議会議員、函館市議会議員の来賓の方々や道南ブロック会員及びその従業員の24社、総勢35名の方々に出席いただき、石川孝道南ブロック幹事の円熟した司会進行のもと行われました。

はじめに角田隆芳道南ブロック長、続いて来賓を代表し工藤壽樹函館市長よりご挨拶を頂きました。その後、工藤篤函館市議の乾杯のご発声により祝宴・懇談に入りました。ポピュラージャズが流れる和やかな雰囲気の中、出席者は暫しの間、各テーブルに挨拶に回り、情報交換や歓談するなど親睦を深める時間を過ごしました。その間、令和2年度以降にご入会いただいた新入会員のうち、出席された7名の紹介があり、新たな顔ぶれを歓迎する場となりました。さらに冨原亮北海道議会議員のご挨拶ののち、吉田聡道南ブロック幹事の軽妙な司会進行により、会のお楽しみとしてビンゴゲーム大会を行いました。出席者一同大いに盛り上がり、楽しい時間となりました。限られた時間の中、惜しまれつつも小林芳幸函館市議会議員の中締めにより閉会となり、道南ブロックの交流をより深めることができました。（柄澤太記）

道央ブロック研修会及び意見交流会

令和4年11月25日（金）

ベルクラシックリアン平安閣（千歳市）において道央ブロック研修会及び意見交流会が開催されました。

道央ブロック会員20社28名の他に、北海道本部より横山鷹史本部長、小林邦章組織・広報委員長、各地方組織より道南ブロック新井田政人副ブロック長、道北ブロック山田勝利ブロック長、北見地区部会山本貴一部会長、道東地区部会亀井麻也部会長と錚々たる顔ぶれにご参加いただきました。

研修会では北海道本部顧問弁護士である石川和弘弁護士に「最近の不動産に関するトラブルの事例や取引を行う上での留意点等について」をテーマに具体的な事案とともにお話していただきました。

意見交流会では、新規入会されたイーフレックス（株）千歳支店が初参加してくださいました。道央ブロック会員と日頃交流する機会の少ない各地方ブロック部会の皆様が談笑する姿が多く見られ、大変有意義な会となりました。

（梶田多恵子記）

研修会で真剣に聞き入る参加者

意見交流会

カレンダーリサイクル市

3年ぶりの開催となった新春恒例の札幌ユネスコ協会主催「2023ユネスコカレンダー市」に協力し、会員の皆様へカレンダー及び手帳等の提供をお願いしたところ、前回の1.7倍、1,000冊を超えるご提供をいただきました。

カレンダーは1月6日に会場へ運搬し、かでる2・7で1月8日から10日まで3日間販売されました。収益金は「道内ボランティア育成支援」「東日本大震災子ども支援」等の活動に充てられます。

会場は多くの来場者で賑わい、好みのカレンダーを探すなどして大盛況でした。

カレンダー市の詳細につきましては、札幌ユネスコ協会のホームページ（下記）に紹介されております。

札幌ユネスコ協会
https://www.unesco.or.jp/sapporo/

提供いただいたカレンダー

村山組織・広報委員

全日北海道青年部会創立20周年記念オープン例会

令和4年11月15日(火)

令和4年11月15日(火)東急REIホテル札幌にて全日北海道青年部会創立20周年記念オープン例会が開催されました。青年部会、青年部会以外の全日北海道会員、他にも、青森県、岩手県、宮城県、福島県、長野県の他府県本部の方々からも申込いただき、総勢72名の方々にご参加いただきました。

本記念例会では元WBA世界スーパーフェザー級スーパー王者である内山高志氏による講演が行われ、「先駆者への感謝～そしてこれから～」を主題に、これまでの競技生活や練習生時代について講話いただき、大きな刺激を得ることができました。

その後、同会場で行われた記念パーティーでは、青年部会初代会長の横山鷹史氏をはじめ、青年部会の歴代会長・部会長より次世代を担う青年部会会員への激励の言葉をいただきました。創立に思いを馳せ、過去から未来へ繋ぐ節目の例会となり、20年という長きにわたって青年部会の活動をご支援ご協力頂いた皆様への感謝の意を込めた場となったと感じました。

今後も万全な感染症防止対策のもと、青年部会は若手会員のネットワーク構築の一助となるよう、精力的に活動を行ってまいります。(福島有也記)

元WBA世界スーパーフェザー級スーパー王者 内山高志氏

青年部会歴代部会長と会員

全日北海道青年部会第3回定例会兼新年会

令和5年1月17日(火)

令和5年1月17日(火) ジャスマックプラザホテルにて全日北海道青年部会第3回定例会兼新年会を開催し、29名が参加しました。株式会社ロゼット小山内誠部会長の挨拶につづき、30代から全日北海道青年部会に参加している株式会社リ・セール瀬間道孝氏から、失敗談も交えつつ、青年部会での仲間がどのように仕事に結びついていったのかお話しいただきました。

続いて株式会社マルワホーム企画仲山幸仁前部会長からも、前職からの自身のキャリア、またそのキャリアの中で全日青年部会がどのように活用されたのかをお話しいただきました。

新しい1年の始まりにあたって若手会員相互の士気を高め、若手会員における新規全日会員の獲得及び全日北海道青年部組織の拡充等の目標の共有を行うことができました。
(福島有也記)

諸変更事項

年／月	変更事項	商　号	変　更　後	変　更　前
R4/11	専任取引士	街づくり都市づくり(株)	松村 夢子(石狩13691)	南雲 美智子(石狩8017)
	所在地 TEL・FAX	アールリアルエステート(株)	函館市船見町18-23 TEL:0138-83-8810・FAX:0138-83-5589	函館市深堀町13-35 TEL:0138-55-4190・FAX:0138-55-4112
	代表者 所在地 TEL・FAX	(有)ドッグ・ストック	佐藤 拓郎 札幌市中央区宮の森4条5丁目1-10 TEL:011-213-9210・FAX:011-213-9215	佐藤 聡子 札幌市北区屯田町1027番地 TEL:011-776-5988・FAX:011-776-5004
	専任取引士	(株)ビッグシステム		山根 瑞穂(石狩21264)
	TEL	TOCHITATE(株)	TEL:011-211-6806	TEL:090-8650-0039
	専任取引士	(株)サンコーポレーション	比森 純(石狩23047)	中道 千尋(石狩22602)
	TEL	(株)近代ホーム	TEL:011-887-6026	TEL:011-887-6965
	所在地	(株)にじ色	河東郡音更町木野大通西12丁目3番地31	帯広市西2条南6丁目1
	所在地 TEL・FAX	OWN(株)	札幌市豊平区平岸6条14丁目4番1号1F TEL:011-826-6596・FAX:011-826-6957	札幌市中央区南5条西8丁目8番2号101 TEL:011-530-0226・FAX:011-530-0228
	専任取引士	(有)イトウホーム		伊藤 朋愛(千葉75335)
	取締役	札幌宅商リビングデザイン(株)	田村 彰朗	
	専任取引士	(株)ライフスタイル		齋藤 司(石狩013983)
	専任取引士	(株)ハウスネクストステージ	下村 優(熊本011255)	
	専任取引士	信陽商事(株)	吉岡 成哲(石狩018876) 水野 舞(石狩022667)	
	専任取引士	三井不動産リアルティ札幌(株) 麻生センター	宮越 達也(石狩22302)	前田 敦壮(石狩21876)
	所在地	(株)北海ホーム販売	札幌市白石区東札幌2条3丁目5番44号	札幌市中央区大通西28丁目1-2 円山公園ビル 3階
	政令使用人 専任取引士	(株)AndDoホールディングス 大通西店	飯田 康氏 中村 寛(石狩20266)、浜谷 達彦(石狩22917)	岩月 達也 岩月 達也(石狩253196)
	所在地	みらい綜合地所(株)	札幌市豊平区月寒東2条16丁目11番30号	札幌市東区北7条東1丁目1番10-1107号
R4/12	代表者 専任取引士	グッドネクスト(株)	和多田 恵也 和多田 恵也(渡島1845)	佐藤 高大 佐藤 高大(石狩19576)
	専任取引士	(株)パワー・ステーション 江別野幌店		梅田 セツ子(石狩6028)
	専任取引士	(株)パワー・ステーション 江別文京台店	梅田 セツ子(石狩6028)	
	専任取引士	(株)ジェイ・エス・ピー・ネットワーク 札幌駅前店	江口 祐貴(大阪府 119536)	
	専任取引士	(株)エフズライフ	柿江 幸教(石狩9383)	本田 和裕(石狩20220)
	専任取引士	ミライフ北海道(株)	野崎 祐也(石狩23745)	照井 めぐみ(石狩20386)
	政令使用人	(株)ピリープ	佐伯 雅勝	河邊 知彦
	政令使用人 専任取引士	(株)ビッグシステム 南郷18丁目店	森田 優花	岡本 和也 岡本 和也(石狩22587)
	政令使用人 専任取引士	(株)ハウスネクストステージ	佐藤 涼磨 石井 祐希(石狩23586)	新庄 雄大(石狩17975)
	政令使用人 専任取引士	(株)ハウスネクストステージ　篠路店	新庄 雄大 新庄 雄大(石狩17975)	佐藤 涼磨 石井 祐希(石狩23586)
	政令使用人 専任取引士	(株)エムズ 南4条店	佐々木 俊輔 中川 真治(愛知47927)	小川 洋行 小川 洋行(石狩20225)
	政令使用人 専任取引士	(株)エムズ 南区川沿店	小川 洋行 小川 洋行(石狩20225)	渡辺 翔司 遠藤 誠(石狩14666)
	政令使用人 専任取引士	(株)エムズ 菊水店	小町 由紀子 小町 由紀子(石狩13894)	佐々木 俊輔 髙橋 拓馬(石狩15788)
	専任取引士	(株)アシスト 札幌駅前店		大久保 和輝(石狩22304)
	専任取引士	(株)ホームネット 札幌支店	坂本 尋斗(石狩24064)	
	専任取引士	(株)AndDoホールディングス 大通西店	千葉 昂兵(石狩23625)	
	専任取引士	イー・エフプロパティ(株)	荒木 真一郎(石狩17860)	
	政令使用人 専任取引士	イー・エフリアルティ(株)	佐藤 高広 佐藤 高広(石狩19576) 上原 良平(石狩19200)	石塚 善宏
	政令使用人 専任取引士	(有)アルズプランニング 南郷18丁目店	菱沼 仁 石川 睦月(石狩22435)	片桐 康介 吉田 雅美(石狩21537)
	専任取引士	(有)アルズプランニング	榊原 大地(石狩24086)	石川 睦月(石狩22435)
R5/1	専任取引士	(株)コネクト	森 健一(石狩15936)	
	専任取引士	三鬼商事(株) 札幌支店	浄土 智史(石狩18425)	後藤 雅樹(石狩5855)
	専任取引士	(有)住宅工房		平川 麻希(石狩22597)
	専任取引士	(株)函館シンオー	大野 勇樹(渡島1996)	倉内 静男(渡島1607)
	専任取引士	(株)高砂不動産		佐竹 宙(石狩4368)
	専任取引士	(株)ライフスタイル	上原 美穂(石狩19803)	
	専任取引士	(株)エムズ 南4条店	髙橋 拓馬(石狩15788)	中川 真治(愛知47927)
	政令使用人 専任取引士	(株)ステップホーム	谷藤 亜樹子 岩間 雄洋(渡島2012)	平出 実 平出 実(渡島1518)
	所在地 TEL	北海道情報通信(株)	札幌市北区北8条西6丁目2-20 親和ビル4F TEL:011-374-6188	札幌市北区北7条西4丁目4-1 TEL:011-738-6666
	代表者 所在地 TEL・FAX	(株)フジ企画設計	前田 耕輔 札幌市東区北24条東16丁目1番7-700号 TEL:011-299-1011・FAX:011-299-1012	前田 篤 札幌市北区北22条西2丁目1番2号 TEL:011-737-7660・FAX:011-737-7661
R5/2	所在地	(株)安住	〒062-0031 札幌市豊平区西岡1条3丁目10番9号	〒062-0031 札幌市豊平区西岡1条3丁目10番10号
	政令使用人	(株)アシスト 札幌駅前店	西村 崇	西川 翔太
	政令使用人	(株)アシスト 札幌麻生店	大久保 和輝	西村 崇
	政令使用人 専任取引士	東建コーポレーション(株) ホームメイト函館店	住吉 昌則 住吉 昌則(石狩20868)	田中 俊成 田中 俊成(石狩22263)
	政令使用人 専任取引士	東建コーポレーション(株) ホームメイト札幌店	澤村 祐多郎 澤村 祐多郎(石狩23627)	藤原 伸浩 藤原 伸浩(石狩15287)
	代表取締役	(株)西岡ホーム	伊藤 慶	伊藤 洋一
	所在地	日本住宅販売(株)	〒065-0022 札幌市東区北22条東3丁目1番35号	〒065-0027 札幌市東区北27条東13丁目1番1号
	所在地 TEL・FAX 政令使用人 専任取引士	MHL TATE合同会社	〒060-0054 札幌市中央区南4条東3丁目9-1 TEL:011-261-7476・FAX:011-261-7476 マッキンリー 亜矢 マッキンリー 亜矢(石狩17739)	〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目1番地1 TEL:050-8880-5699 スレター 明日香 スレター 明日香(石狩22657)
	取締役 専任取引士	札幌宅商リビングデザイン(株)	算 秀哲 山内 洋介(石狩19362)、髙橋 拓也(石狩23042)	北島 康弘 長澤 憲吾(石狩23090)
	専任取引士	グッドフィールド(株) 函館支社	髙橋 美千子(渡島2015)	
	所在地 TEL・FAX	(株)建彩家	〒001-0902 札幌市北区新琴似二条11丁目1-1 Zone2F TEL:011-374-6000・FAX:011-374-6001	〒065-0030 札幌市東区北三十条東1丁目1-28 TEL:011-712-0830・FAX:011-712-0831
	商号 所在地 TEL・FAX 代表者 政令使用人	マークリテール(株)	マークリテール(株) 〒041-1133 亀田郡七飯町字中島145番地15 TEL:0138-76-7797・FAX:0138-84-6365 熊谷 貴典 五十嵐 孝史	(株)たくみ不動産 〒042-0932 函館市湯川町2丁目7-19 TEL:0138-76-7797・FAX:0138-56-1822 五十嵐 孝史
	専任取引士	(株)ミウラホームズ	柴田 亨(石狩14952)	藤田 和昌(石狩15034)
	専任取引士	(有)アルズプランニング 南郷18丁目店	河野 俊彦(石狩20067)	
	専任取引士	三井不動産リアルティ札幌(株)	明石(西山) なつ美(石狩21318)	西山 なつ美(石狩21318)、幕内 智幸(石狩13904)
	専任取引士	(株)トライ	佐久間 俊光(石狩19456)	山口 友里(石狩20077)
	専任取引士	(株)アシスト 札幌麻生店	髙橋 さとみ(神奈川67031)	
	専任取引士	(株)パートナー	今 世志昭(石狩20183)	舟木 あゆみ(石狩23549)

入会

年／月	免許番号	商　　号	代　表　者	所　在　地
R4/11	渡島 (1) 1257	(有)サンレイ	出戸 陽子	函館市鍛冶1丁目49番8号
	石狩 (1) 9268	(株)ウタリ	宮川 正大	札幌市中央区南17条西15丁目2番3-1005号
	石狩 (1) 9266	圓家(株)	李 愛理	札幌市中央区南9条西5丁目1-15 SAKURA-S9
R4/12	石狩 (1) 9272	(株)大阪商会	金沢 清嗣	札幌市豊平区美園8条7丁目1番1号
	石狩 (1) 9276	北海道情報通信(株)	西田 亨	北海道札幌市北区北8条西6丁目2-20 親和ビル4F
	石狩 (1) 9261	ライフアンドバックス(株)	早川 秀樹	札幌市中央区南1条東2-11-1 ノーザンヒルズ大通東9FA号室
	胆振 (1) 1052	(同)グリーンエステート	加賀谷 彩	苫小牧市緑町1丁目28番8号
	石狩 (1) 9274	(株)リタライズ	中島 昇	札幌市厚別区厚別北3条5丁目1-2-312号
	石狩 (1) 9270	(株)ウィズ	高橋 敏幸	札幌市中央区北5条西26丁目1-7
R5/1	石狩 (1) 9279	(株)マーベラス	小松 義徳	札幌市白石区南郷通北18丁目北7番15号 島田ビル1階
	石狩 (1) 9280	(有)くら	杉村 智章	札幌市中央区南15条西13丁目2-27
	石狩 (1) 9281	ARQ ESTATE GROUP(株)	堀内 恒太	札幌市豊平区平岸1条12丁目1番45号 北富ビル2階
	石狩 (1) 9263	アスカ・コア(株)	葛西 洋輔	札幌市中央区南9条西4丁目3番1-2804号
	石狩 (1) 9285	(株)コアカン	古田 幸雄	札幌市中央区南1条西7丁目12番地6
	石狩 (1) 9269	(株)ナガイ事務所	長井 麻未	札幌市北区あいの里1条3丁目11番1号
	空知 (1) 527	(同)たかぴ	會田 恭亮	空知郡南幌町南20線西21番地
	渡島 (1) 1258	(株)興義	胡 剣鳴	函館市本町1-44
R5/2	石狩 (1) 9288	(株)ONhome	岡本 和也	札幌市厚別区大谷地東4丁目2番15号 第一西村ビル 1階
	石狩 (1) 9293	ルクスエステート(株)	加賀谷 誠	札幌市白石区栄通8丁目6番1-202号
	石狩 (1) 9295	(株)フロンティアエナジー	鼻和 憲一	千歳市千代田町4丁目14番 千歳第一ビル2階
	石狩 (1) 9287	(株)創成	原田 綾	札幌市北区北27条西12丁目6-7トミイハイツ12号棟43室
	渡島 (1) 1260	buff(同)	冨森 康矢	函館市昭和3丁目30番25号 フローラ五番館1F
	石狩 (1) 9298	(株)グロース	佐藤 大記	札幌市豊平区月寒西三条5丁目1番34号
	石狩 (1) 9299	(同)Hokkaido Hoops	三浦 誠一	札幌市北区屯田7条10丁目7番26号

退会

年／月	免許番号	商　　号	代　表　者	所　在　地
R4/11	石狩 (1) 8460	(株)FJ	松永 圭貴	札幌市豊平区豊平4条3丁目1-1 シャルム豊平20号室
	石狩 (6) 6212	(有)新札幌ホーム	橋本 克也	札幌市白石区中央1条7丁目10番16-207
	石狩 (3) 8006	(株)エクセル不動産	小川 剛弘	札幌市中央区北区北6条西19丁目1-3-302号
	石狩 (1) 9203	V&Cインベストメント・パートナーズ(株)	福間 直樹	札幌市白石区本通2丁目南4番16号 アリテSB2階
	釧路 (4) 478	(有)アパ・マンセンター	木村 拓也	釧路市愛国西1丁目31-16
R4/12	石狩 (3) 7843	(株)協和機工製作所	辻 信太郎	札幌市白石区川下2115番地
	石狩 (5) 6386	(有)アシスト	佐伯 敏朗	千歳市北陽4丁目7-9
	渡島 (5) 1005	(株)徳建設	首藤 真人	函館市美原1丁目45-6
	石狩 (1) 9029	(有)アルペジオ	成田 浩章	北広島市美咲き野3丁目10番地6
R5/1	石狩 (1) 8555	(株)インターテック	金子 淳史	北広島市中央3丁目1番地3号 大谷木材ビル2F
	石狩 (2) 8458	ユニオンブライト(株)	吉本 一平	札幌市北区北7条西4丁目4-1 第5北海道通信ビル4F
R5/2	上川 (1) 1271	エゾスミカ	大堂 和貴	旭川市東旭川忠別529-1
	後志 (1) 415	Aspect Properties Japan(同)	アンジェリーナ サハヤ メアリ ラマクリスナン	虻田郡倶知安町ニセコひらふ2条1丁目16番地11号
	後志 (1) 409	Infinity Capital Group Japan Development(同)	チェン ジョナサン	虻田郡倶知安町ニセコひらふ2条2丁目10番30号 Haven Niseko102
	石狩 (1) 8634	(株)札幌きたエステート	平尾 忠義	札幌市東区北11条東1丁目1番40号 SAKURA-N11
	後志 (8) 243	(株)余市不動産情報サービス	三溝 喜昭	余市郡余市町大川町3丁目91
	石狩 (1) 8616	(株)央新	坂東 一彦	札幌市豊平区平岸3条12丁目1番30号 ランドビル南平岸3F
	石狩 (8) 5078	栄和不動産	飯田 正美	札幌市清田区平岡6条3丁目11-5
	石狩 (1) 8565	アサヒ不動産(株)	立山 昌介	札幌市中央区大通東2丁目15-1 サラサビル3F

あなたも一緒に参加しませんか？

町内会
自治会

きれいなまち、安心なまち、
思いやりあふれるまち。
それを支えるあんな活動も、
こんな活動も、じつは
町内会・自治会が行っています。

例えば

ごみ

ネットなどを活用して、
ごみの飛散防止に努めています。

マナー
啓発

公園や道路などでのマナーの
啓発に努めています。

交流

お祭りなどをはじめとした、
交流の場を開催しています。

家族のつぎに身近なきずな
マチトモ
町内会 治会
札幌市・町内会 検索

Rabby ラビー
vol.195
2023年／春号

第58回 全国不動産会議 山口県大会

令和4年10月20日（木）

大会テーマは「長州から始まる山口令和維新の新しい暮らし方」
～時代の変化を恐れなかった維新の志士から学ぶもの～

KDDI維新ホール（山口県山口市）において3年ぶりとなる第58回全国不動産会議　山口県大会が開催され、全国から1,100名を超える協会関係者が参加し、北海道本部からは横山鷹史本部長をはじめ45名が参加しました。同会議は住宅・不動産関連の諸問題に対する会員の相互研鑽の場として昭和42年から行っております。

開会式では開会挨拶を矢口則義全日・教育研修委員長が行い、歓迎挨拶では柴田行夫山口県本部長が3年ぶりにコロナ禍での開催が実現されたことに感謝の意を述べました。続いて秋山始理事長、出席いただいた来賓の方々のご挨拶ののち、岸田文雄内閣総理大臣からのビデオメッセージも披露されました。

その後、第56回栃木県大会、第57回佐賀県大会の2大会が新型コロナウィルスの影響により中止となったことを受け、栃木県、佐賀県の両本部長が登壇。本来引き継がれるはずの順番で大会旗は継承され、最後に秋山始理事長の手から次回開催地の稲川知法栃木県本部長へ引き継がれました。

シンポジウムでは「UJIターン者の定住の促進と空き家の活用」をテーマに山口県、下関市、宇部市、山口市、美祢市、周防大島町の行政担当者が登壇しました。空き家の活用や流通においては不動産業者の介入が不可欠であることから参加者の皆さんは熱心に耳を傾けていました。

記念講演では東京大学史料編纂所教授の本郷和人氏が山口県にゆかりのある吉田松陰の生きざまを紹介。まちが作られてきた変遷、歴史についても興味深く拝聴しました。

山口県湯田温泉
PRキャラクター
ゆう太くん

大会終了後はバスで移動し湯田温泉にある「KAMEFUKU ON PLACE」にて交流会が開催されました。会場到着後、エントランス前では山口市内の子どもたちで構成される和太鼓チーム「ふしの岩戸太鼓」の力強い演奏や温泉PRキャラクター「ゆう太くん」により温かく出迎えられました。交流会ではJazz演奏、土居神楽舞などが披露され、ふぐ料理や瓦そばなど多くのご当地料理を舌鼓みするなど和やかな雰囲気の中、他府県本部の枠を超えた会員同士での交流する場となりました。

その後はユウベルホテル松政へと会場を移し、北海道本部での二次会が行われました。落ち着いた雰囲気の円卓の会場で、ふぐ料理のコースを堪能しながら北海道本部会員同士で互いに慰労し合い、交流をより一層深めることができました。途中、秋山始理事長にもご参加頂き北海道本部の活動を称えるお言葉を頂くなど士気が高まる場にもなりました。

会場となったKDDI維新ホール

山口県大会の様子

和太鼓チーム「ふしの岩戸太鼓」

発行：公益社団法人 全日本不動産協会北海道本部
公益社団法人 不動産保証協会北海道本部
編集・組織・広報委員会
〒064-0804 札幌市中央区南4条西6丁目11番地2 全日ビル2階
TEL.011-232-0550 FAX.011-232-0552 URL https://hokkaido.zennichi.or.jp/